

<一般委託>

広報掲示板ポスター掲出業務委託(令和5年8月～令和6年3月掲出分)仕様書

広報掲示板ポスター掲出業務委託(令和5年8月～令和6年3月掲出分)に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	毎月2回、市内全域に設置している広報掲示板にポスターを掲出し、市のイベントや啓発事業などの市政情報を市民に広く周知する。
2	履行期間	令和5年8月1日から令和6年3月31日
3	施行場所	横須賀市広報掲示板
4	業務内容	別紙(詳細仕様書)のとおり
5	特記事項	委託者と受託者の両者が合意し、本市議会において当該予算が承認された場合、翌年度の4月1日から9月30日まで、本契約と同条件(同単価)で契約することができる。なお、受託者が当該契約を締結する意思がない場合等については、履行期間満了日の2か月前までに通知すること。
6	関係法規	
7	資格要件	
8	契約方法	単価による業務委託契約(一般委託):単位( /基)
9	支払方法	本件は各月末締めをもって受託者の請求により精算する。 ただし、消費税として精算額に、その税率相当額を加算(円未満の端数切捨て)するものとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	経営企画部広報課 担当 細野 電話 046-822-9676

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

広報掲示板ポスター掲出業務委託(令和5年8月～令和6年3月掲出分) 単価内訳書

(税抜き)

	項目	予定数量	単位	上限単価(円)	契約単価(円)
1	広報掲示板ポスター掲出業務	6,912 (432基×月2回×8カ月)	基	390	

- 契約単価は、1回のポスター掲出に係る1基あたりの単価で、ポスターの掲出、掲示板の点検に係る全ての経費を含む。
- 契約単価は、上限単価以下とする。
- 契約単価は、契約者が記入する。
- 予定数量に単価を乗じた合計額を入札額とすること。

## 詳細仕様書

広報掲示板ポスター掲出業務（以下、「本業務」という。）について、横須賀市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）は、次の各項のとおり定める。

### 1 件名

広報掲示板ポスター掲出業務委託（令和5年8月～令和6年3月掲出分）

### 2 業務の目的

市内全域に設置している横須賀市広報掲示板（以下、「掲示板」という。）にポスターを掲出し、市のイベントや啓発事業などの市政情報を市民に広く周知する。

### 3 業務内容

乙は、下記のとおり、毎月10日と25日（掲出基準日）の2回、ポスターの掲出を行うとともに、掲示板の点検を行う。

#### （1）ポスターの掲出

ア 甲は、ポスターの掲出について、掲出基準日の2日前までに、文書により乙に発注する。掲出するポスターは、掲示板1基につき、5枚以内とする（月により異なる）。乙は、甲が指定する発注日に、横須賀市役所広報課まで、掲出するポスター一式を受け取りに来ること。

イ 乙は、発注時に甲から指示された事項（ポスターを掲出する掲示板の基数、ポスターの掲出位置等）に準じて、受け取ったポスターを掲示板に掲出する。

ウ 掲出作業期間は、原則として、別表1のとおり、掲出開始日から掲出完了日までの3日間（土日祝日を含む）以内とする。乙は、掲出開始日から作業を開始し、掲出完了日までに市内全ての掲示板のポスター掲出を完了すること。

（別表1）

発注日	掲出開始日	掲出基準日	掲出完了日
8日まで	9日	10日	11日
23日まで	24日	25日	26日

エ ポスターを掲出する際は、掲示板の鍵を開け、前面の亚克力板を上げて作業を行う。バックパネルから古いポスターを剥がし、新しいポスターを掲出する。上下左右のバランスを見て貼る位置を調整しながら、ポスターの角4つに画鋸を使用してポスターを貼ること。作業終了後は、必ず鍵を閉めること。

オ 剥がしたポスターおよび余ったポスターの処理については、乙は甲の指示に従うものとする。一度掲出したポスターを再利用する場合があるため、ポスターを剥がす際は、画鋸を取ってポスターを破らないように剥がすこと。

(2) 掲示板の点検

ア 乙は、毎月2回、ポスターを掲出する際に、掲示板が正常な状態にあることを点検する。経年劣化や破損等による不具合を発見したときは、速やかに甲に連絡すること。ただし、状況によって、通行人や通行車両等に直ちに危険を及ぼすと判断される場合は、危険防止のための暫定的な措置をとること。

イ 乙は、必要に応じて、掲示板の掃除（アクリル板乾拭き等）を行うこと。

4 掲示板の設置基数・場所、規格

(1) 設置基数・場所

ア 掲示板の設置基数は432基（令和5年4月現在）だが、新設、撤去等により増減する場合がある。設置場所については、「広報掲示板台帳」により別途指定する。

イ 掲出を発注する掲示板の基数についても、一時撤去、修繕等により、発注ごとに増減する場合がある。

(2) 規格

ア 大きさ (旧タイプ)

(単位：mm) W1,700×H1,900 (うち掲出スペース W1,499×H800)

(新タイプ)

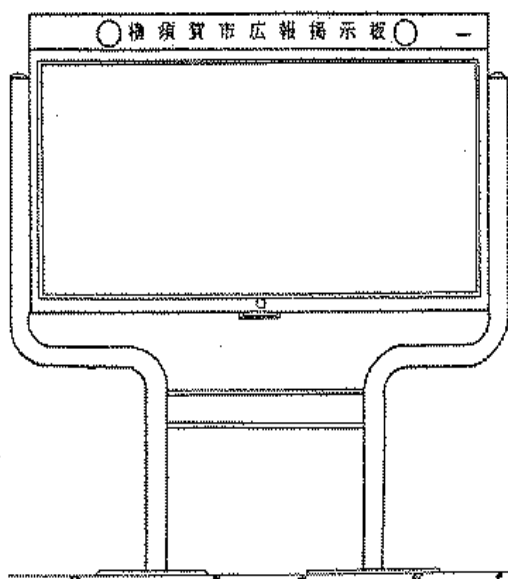
W1,780×H2,000 (うち掲出スペース W1,580×H900)

イ 材質 ステンレス製

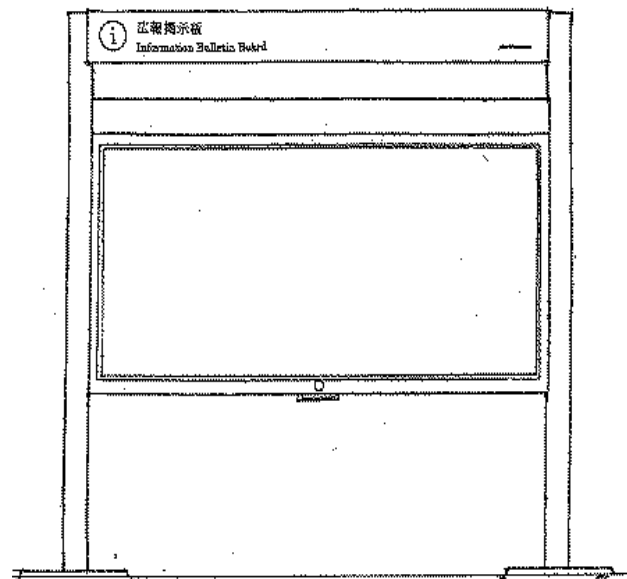
ウ 枠数 掲示板1基につきA3判（横または縦）ポスター5枚以内

エ 掲示板イメージ

(旧タイプ)



(新タイプ)



## 5 履行期間

令和5年8月1日から令和6年3月31日まで

## 6 契約方法

単価契約

※契約単価は、1回のポスター掲出に係る1基あたりの単価（税抜き）で、ポスターの掲出、掲示板の点検に係る全ての経費を含むものとする。

## 7 委託代金の支払い

乙は、毎月2回の業務が完了後、速やかに甲に対して、所定の「完了届」を提出し、甲の検査を受けなければならない。

乙は、検査に合格したときは、当該月分の業務に係る委託代金の請求を行うことができる。なお、請求に際しては、契約単価に実績数量を乗じた金額に、消費税としてその税率相当額（当該金額に円未満の端数があるときは切り捨て）を加算した金額を請求するものとする。

## 8 その他

(1) 本業務にあたり、乙は、掲示板の鍵を甲から預かり、常に責任をもって管理する。紛失した際、乙は実費弁償するものとする。

(2) 画鋲等、ポスターの掲出および掲示板の点検に必要な物品は、乙が負担する。

(3) 乙は、人または車の通行に支障のないように十分注意して、本業務を行うこと。

万が一、事故等により人や車等に損傷を与えた場合、治療や修繕に要する費用は全て乙が負担する。

(4) 甲および乙双方が合意し、本市議会において当該予算が承認された場合、翌年度の4月1日から9月30日まで、本契約と同条件（同単価）で契約することができる。

なお、受託者が当該契約を締結する意思がない場合等については、履行期間満了日の2か月前までに通知すること。

(5) 本仕様書に明示なき事項または疑義が生じた場合は、その都度、甲および乙で速やかに協議し、決定することとする。